

参考：各事業場において必要な手続等

手続の内容	概要
36 協定の締結及び監督機関への届出	<p>労働基準法別表第1に該当する事業場では、36協定を締結し、それを監督機関に届け出でなければ、時間外労働又は休日労働をさせることはできません。なお、36協定を締結していない場合であっても、時間外労働等をさせた場合には、割増賃金を支払う義務が生じます。</p> <p>また、人事委員会が管轄する第12号に該当する事業場であっても、労働基準監督署が管轄する技能労務職員等の職員に時間外労働を行わせる場合には、労働基準監督署に対しても協定届を提出する必要があります。</p> <p>なお、別表第1に該当しない官公署の事業場（技能労務職員を含む。）では、公務のため臨時の必要がある場合には、時間外労働等を行わせることができます。</p>
断続的労働に係る労働時間の適用除外の許可	<p>宿直又は日直の勤務等の断続的労働を行わせる場合は、監督機関の許可が必要です。また、許可を受けた内容を変更する場合には改めて許可を受ける必要があります。ただし、変更の内容が労働者にとって有利なものとなる場合には、許可手続は不要です。</p>
作業主任者の選任	<p>以下に例示する業務を行わせる場合には、作業主任者の選任が必要です。なお、監督機関への選任報告は不要ですが、知事部局等については、山形県職員安全衛生管理規程に基づき職員安全衛生管理者に報告する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラー（小型ボイラーを除く。）取扱い、放射線業務に係る作業、第1種圧力容器の取扱い、特定化学物質を製造し、取り扱う業務（試験研究の場合を除く。）、屋内作業場において有機溶剤を製造し、取り扱う業務（試験研究の場合を除く。）
安全衛生管理体制の構築	<p>常時50人以上の労働者を使用する事業場にあつては、以下の取組が必要です。なお、この場合の労働者には、常勤の職員に加え、パートタイムの職員等、常態として使用されている職員を含める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生委員会の設置、及び原則として月1回の開催 ・ 衛生管理者、産業医等の選任、及び監督機関への報告 ・ 定期健康診断や特定業務従事者の健康診断を行った場合の監督機関への報告

<p>事故報告・ 死傷病報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場、宿舎又はその付属建物内で、火災、爆発等の事故が発生した場合は、「事故報告書」の提出が必要です。 ・ 職員が労働災害その他就業中、又は事業場等において、負傷等により休業・死亡した場合は、「労働者私傷病報告」の提出が必要です。
<p>機械（特定機械）等の設置届</p>	<p>下記に例示する機械の設置、移転、主要構造部分の変更の際には、その計画を工事の開始30日前までに監督機関に届け出でなければなりません。</p> <p>なお、ボイラーその他危険な作業を必要とする機械等については、「特定機械等」として、設置届の他に、落成検査（検査証交付）、性能検査を受ける必要があります、休止や廃止に当たっても、所要の手続が必要です。</p> <p>特に、「特定機械等」を設置する場合には、監督機関による設置計画の確認、落成検査の実施等が必要となります。円滑な手続を進めるため、施設整備等の予定がある場合には、できるだけ早く監督機関に相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機械等 <ul style="list-style-type: none"> ボイラー（小型ボイラーを除く）、第一種圧力容器（小型圧力容器を除く）等 <p>注） 小型ボイラーを設置した場合は、設置後遅滞なく、監督機関に設置報告をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機械等以外の機械等 <ul style="list-style-type: none"> 有機則に基づく局所排気装置、電離則に基づく放射線装置室等の設備等

注) 上記手続等は例示であり、これ以外にも必要な手続がありますので、関係法令等を参照してください。